

令和 6 年度

固定資産税(償却資産)

申告の手引き

提出期限 令和 6 年 1 月 31 日(水曜日)

提出・お問い合わせは

鳥栖市 市民環境部 税務課 固定資産税係へ

TEL (0942)85-3590

鳥栖市 市民環境部 税務課

市税につきまして、日頃より格別なご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります。（地方税法第383条）
つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、鳥栖市役所 税務課 固定資産税係にご提出ください。

《 目 次 》

1. 償却資産とは	2
2. 償却資産の種類と具体例	2
3. 償却資産と家屋の区分	2
4. 業種別の主な償却資産の内容	3
5. 申告いただく方	4
6. 申告の対象となる資産	4
7. 申告の対象とならない資産	4
8. 申告の方法について	5
9. 提出書類（提出データ）について	6
10. 太陽光発電設備にかかる申告	6
11. 耐用年数	8
12. 非課税・課税標準の特例・減免等	8
13. 申告に際しての注意点	8
14. よくある質問 Q&A（償却資産）	9～10

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます。（地方税法第 341 条第 4 号）

たとえば、工場や店舗の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている方が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

2. 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	構 築 物 （建物附属設備）	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機 械 及 び 装 置	旋盤、フライス盤、ボール盤などの工作・作業機械類、食肉加工設備、精穀設備、その他の製造・貯蔵機械設備、クレーン、コンベア等の搬送設備類、太陽光発電設備、バックホー、クレーン等の建設用機械、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備等
3	船	ボート、釣船、漁船、砂利採取船、しゅんせつ船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	台車、フォークリフト、構内運搬具、大型特殊車両（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）等
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	ドリルなどの工具、陳列ケース、複写機、パソコン等の事務機器、理容及び美容機器、レントゲン等の医療機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター、冷蔵庫、自動販売機等

3. 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器として性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

償却資産の例

- 受変電設備、受水槽、工場の動力源である電気設備、壁掛けルームエアコン等
詳しくは、7ページをご覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等^(※)が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。詳しくは、7ページをご覧ください。

(※)「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の方をいいます。

4. 業種別の主な償却資産の内容

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・造作、看板（広告塔、案内板、ネオンサインなど）、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン、LAN設備など
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機など
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機など
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ホールリング場用設備、ゴルフ練習場設備、テニスコート用設備など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付の物を含む）、日よけなど
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど
医（歯科）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）、ガス（麻酔等）設備など
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
不動産貸付業	受変電設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、太陽光発電設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備など
駐車場業	受変電設備、駐車装置（機械装置、ターンテーブル）、駐車場料金自動計算装置、舗装路面、太陽光発電設備、蓄電池設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンクなど
諸芸師匠業 貸衣裳業	楽器、花器、茶器、衣裳など
農業・畜産業	ビニールハウス、ボイラー、電動機、歩行型トラクター、田植機、脱穀機、消毒機、清浄機、井戸、コンバイン、堆肥舎、草刈機など
漁 業	漁船、船外機、巻上機、魚網、いけす、海苔乾燥機など
売電業	太陽光発電設備、フェンス、造成など

5. 申告いただく方

令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方
- キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- ク 所有者が死亡し、その資産を承継している方
- ※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。
また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

6. 申告の対象となる資産

申告の対象になる償却資産は、令和6年1月1日現在において、鳥栖市内にある事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

7. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト等）
- イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権等）
- ウ 繰延資産
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項

又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得金額が 20 万円未満のもの

参考

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第 49 条ただし書きによる、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの
ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上	
		①	一時損金算入（※1、※4）	申告対象外		
②	3 年一括償却（※2、※4）	申告対象外				
③	リース資産（ファイナンス）	申告対象外		申告対象		
④	中小企業特例（※3、※4）	申告対象				
⑤	個別減価償却（※5）	申告対象				

（※1）法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

（※2）法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

（※3）中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

（※4）上記①・②・④の償却方法について、令和 4 年 4 月 1 日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

（※5）個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第 138 条）。

8. 申告の方法について

（1）書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を申告先の鳥栖市税務課固定資産税係に提出していただく方法です。鳥栖市税務課の窓口又は郵送にて提出をお願いします。

※ 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いします。

（2）電子申告による申告データ等の提出方法

e L T A X（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンターを通じて申告先の鳥栖市税務課に配信されます。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえで e L T A X のホームページから利用の届出を行う必要があります。

9. 提出書類(提出データ)について

申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
	令和6年1月1日 現在において 所有されている 全ての償却資産	令和5年1月2日 から 令和6年1月1日 までの間に 増加又は減少した 償却資産	償却資産 申告書	種類別 明細書	
			第26号 様式	別表1 増加資 産・全資 産用	別表2 減少資産 用
初めて申告される方	○		○	○	
前年以前に電算処理方法により 申告された方	○		○	○	
増加又は減少した資産がある方		○	○	○	○
増加又は減少した資産がない方			○※1		
廃業又は資産所在地を鳥栖市外 に移転された方		○	○※2		○
償却資産を所有されていない方			○※3		

※1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄に「増減なし」と記載してください。

※2 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄に「令和5年5月廃業」等を記載してください。

※3 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄に「該当資産なし」と記載してください。

10. 太陽光発電設備にかかる申告

太陽光パネル等の発電設備は、償却資産に該当する場合、申告が必要です。

〈太陽光発電設備を設置した場合の家屋と償却資産の区分表〉

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光 パネル	架台	接続 ユニ ット	パ ワ ー コ ン デ イ シ ヨ ナ ー	表 示 ユ ニ ット	電 力 量 計 等
家屋と一体の建材(屋根材など)として設置	家屋		償却資産			
架台に乗せて屋根に設置	償却資産					
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置	償却資産					

〈償却資産と家屋の区分表〉

設備の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上、店舗造作等	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源	発電機設備、蓄電池設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機等		○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（モニター）、カメラ			◎		◎
配管・配線等			○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災設備	設備一式		○			◎	
盗難非常通報装置	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・給湯器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	屋内の配管等		○			◎	
空調設備	空調設備	壁掛型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎	
	駐車場設備	機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎	
		工場用ベルトコンベア			◎		◎
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等					◎
		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
	上記以外の設備		○			◎	
	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

一般的な施工状況のものを想定し、作成しております。

11. 耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載してください。

12. 非課税・課税標準の特例・減免等

（1）非課税となる償却資産

地方税法第348条（第2～9項）、同法附則第14条、同法附則第14条の2の規定中、一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税の非課税申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

（2）課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3（第1～33項）、同法附則第15条（第1～46項）、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3の規定中、一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

詳しくは、鳥栖市ホームページをご覧ください。

（3）固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、鳥栖市税条例第70条第1項の規定中、一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます（申請時期により免除される税額が変わる場合があります。）。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税等の減免申請書」をご請求のうえ必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

13. 申告に際しての注意点

ア 賦課期日は1月1日ですので、前年決算期以降から令和6年1月1日までの増減についても、漏れがないよう注意して申告してください。

イ 圧縮記帳している資産、下取りを伴う買替資産については、本来の正常な価額（圧縮や下取り金額の差引きをしない額）で申告してください。

ウ 清算中の法人が、自ら清算事務のために用いているものについても申告をしてください。

--よくある質問Q&A(償却資産)--

Q01

償却資産って何ですか？

A01

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を経営されている方や、農業、不動産貸付業等の事業を行っている方が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等の有形固定資産をいい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

Q02

誰が申告しなければならないの？

A02

農業、漁業等の第1次産業、製造業等の第2次産業、サービス業等の第3次産業の業種を問わず、事業を行っている個人事業主および法人で鳥栖市内に資産を有する方はすべて、資産の多少にかかわらず毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくこととなります。

Q03

申告期限が過ぎてしまったらどうなるの？

A03

できるだけ速やかに申告してください。そのまま申告をしなかった場合は、不申告となり罰則もありますので注意してください。

Q04

免税点未満(150万円未満)の償却資産の申告は必要ですか？

A04

申告したことによって初めて免税点未満(150万円未満)であるかどうかの判断ができるので、資産の多少にかかわらず申告は必要です。

Q05

リース契約の資産の申告は、どのようになるでしょうか？

A05

原則としてリース会社が納税義務者となりますので、リース会社が申告してください。借主は、申告書の借用資産有無の欄に記入して提出してください。ただし、賃貸借期間終了後に無償譲渡の契約がある場合などは、貸主と借主の共有物とみなし、原則として借主が申告してください。

Q06

減価償却が終わったもの(耐用年数が過ぎた資産)は、除却していいですか？

A06

耐用年数が過ぎて減価償却が終わった資産であっても、現在事業用に所有している場合は、償却資産として申告が必要です。廃棄、譲渡等の処分をしない限り、取得価額の5%の残存価額が残ります。

Q07

償却資産の税額はどのように決定されるのですか？

A07

償却資産の課税価格は法人税法等に定められた取得価額を基礎として、耐用年数及び取得後の経過年数に応ずる減価を考慮して評価し、それをもって固定資産の課税標準額とし、税率(1.4%)を乗じて計算・決定しています。

Q08

取得価額とは、資産の購入代金のことですか？

A08

他から購入した場合は、購入金額に付帯費の額を加えた金額をいいます。

付帯費とは、取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費等、その資産を使用できるようにするために、直接必要だった費用の額をいいます。

自分で建設し、又は製作し、若しくは製造した場合は、そのための原材料費、労務費、経費に付帯費の額を加えた金額をいいます。